

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）

## 1 概要

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、土壌汚染を判断する基準として土壌汚染対策法（以下「法」という。）の基準と同様の「土壌の汚染状態の基準」を定め、当該基準を超える場合、汚染された土地として規制の対象としています。

国は、中央環境審議会における答申を踏まえ、法の特定有害物質に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、「シス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせて「1,2-ジクロロエチレン」とする法施行令の改正が公布され、平成31年4月1日に施行される予定です。

そこで、条例規則に定める土壌の汚染状態の基準についても、法との整合を図るために所要の改正を行います。

## 2 改正の内容

### (1) 条例規則の改正

#### ア 改正内容

1,2-ジクロロエチレンについては、「シス体に限る。」としていたところ、トランス体と合わせて「1,2-ジクロロエチレン」とするよう、見直します。

改正箇所	改正内容
第2条の4、別表12の2 土壌の汚染状態の基準及び第18号様式の3（付表1）化学物質の管理状況	「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」を「1,2-ジクロロエチレン」に改める。

このほか、用語を引用する規定の整理など、別表のとおり改正を行います。

#### イ 改正理由

法施行令に定める「シス-1,2-ジクロロエチレン」については、土壌の汚染に係る環境基準とともに見直しの検討が進められた結果、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせて「1,2-ジクロロエチレン」とする法施行令の改正が公布されました。（施行日：平成31年4月1日）

条例規則でも法と同様の基準を定めているため、整合を図る必要があります。

### (2) 「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針※」の改正（※条例第58条の6により知事が定める指針）

指針中、用語の意義に規定する物質名について「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」を「1,2-ジクロロエチレン」に改めます。

これに伴い、指針別表に掲げる特定有害物質の種類を表記も改めます。

なお、同表「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」の項中に掲げる基準の値に変更はありません。

### 3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

#### 【別表】

##### 土壤汚染対策法施行令の改正に伴う条例規則の改正内容

改正箇所	改正内容
第 2 条の 4	「1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。
別表第 12 の 2 土壤の汚染状態の基準	1 の表中、「1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。
第 18 号の 3 (付表 1) (裏) 化学物質の管理状況	付表 1 の表 (裏) 中、「1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

##### その他、所要の改正内容

改正箇所	改正内容
第 36 条第 1 項第 1 号	水質保全水域への排水の排出を禁止する物質のうち、1, 2-ジクロロエチレンについて、別表第 9 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)と同様、「シス体に限る」規定に改める。
第 36 条第 3 項第 1 号	
第 46 号様式 (表) 周辺環境配慮計画書	様式 (表) 中、「平成」の表記を削除する。